

令和4年(2022年)3月25日  
 総務部 コンプライアンス・行政経営課  
 村井 昌久(課長) 大日方 明実(担当)  
 電話:026-235-7029(直通)  
 026-232-0111(代表) 内線2555  
 F A X : 026-235-7030  
 E-mail : comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp

## 職員の地域社会貢献活動の応援制度を充実します！

コンプライアンス・行政経営課

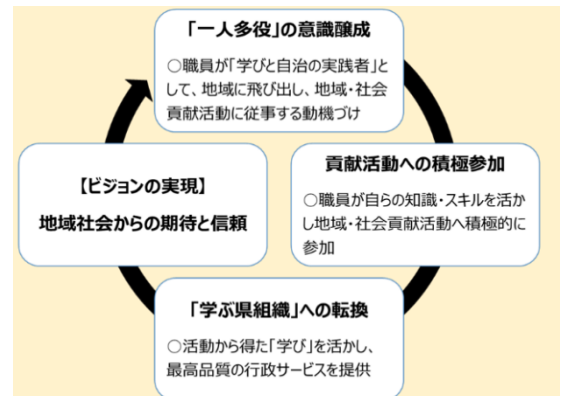
### 1 現行制度の概要(平成30年9月創設)

#### 【対象活動・許可要件】

対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬を得て行う、公益性の高い社会的な貢献活動</li> <li>○活動従事により、地域や社会への貢献や職員の能力(共感力、政策力、発信力)向上、行政サービスの品質向上等が期待されるもの</li> </ul>
許可要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本来の職務遂行に支障がないこと(勤務時間外、休日等における活動)</li> <li>○活動団体等との間に特別な利害関係(契約、補助、指導・処分等)が生じるおそれがないこと</li> <li>○営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと</li> <li>○報酬は、社会貢献活動として許容できる範囲内であること</li> </ul>

#### 【活動例・許可実績】

スキーインストラクター、学校部活動で技術指導、音楽活動による長野県魅力発信、中山間耕作地維持活動、通訳ガイド、日本語教室における日本語指導等  
 累計許可件数 76件 現在 29名の職員が活動中



#### 現行制度の課題

営利企業の場合、公益性の判断が難しく、職員が活動参加に躊躇してしまう。



営利企業への従事許可(副業)が可能な範囲を明確にすることで、  
 職員の地域社会貢献活動を後押しする。

### 2 今回の変更点(令和4年4月からスタート)

#### ➤ 公益性の判断の明確化

- 営利企業であっても、その活動が副次的に広く不特定多数の利益の増進に寄与すること
- 従事者数が不足しており、社会的な需要が高いこと(民間の就業を阻害しないこと)

#### ➤ 想定される活動例を典型的に明示(別紙)

#### ➤ 心身の著しい疲労により職務遂行に影響を与えないため従事可能時間の上限を設定

時間制限: 週8時間又は1か月30時間以内、また、1日3時間以内(平日勤務時間外)

### 3 活動促進の支援

- 各部局と連携して、活動の場に関する情報を職員ポータル専用コーナーで発信  
 農業求人サイトやNPO活動掲載サイトなど、職員ポータルで情報発信
- 職員から、広く活動に関する質問を受け、Q&Aを作成、随時情報を発信

## 想定される活動例の類型

### 1 国土保全、景観維持、生態系保全や地域の伝統文化継承

地域で取り組んでいる農産物（りんご、ぶどう、高原野菜等）の生産活動や集落営農組織における農地保全活動 等

※「農家の農産物の生産活動」を明確に対象とするのは都道府県レベルで初

### 2 交流人口の増加、農山村活性化

農村体験のための収穫体験ツアー等の企画運営等

### 3 文化スポーツ普及促進、健康の維持増進

スキー、スノーボードのインストラクター等

### 4 ソーシャルビジネスによる新しい社会的価値の創造等

SDG s に取り組む企業が地域と連携して行う地域課題解決に資する事業の企画運営等